

パブリックコメント閲覧用

参考資料

《令和8年1月6日～令和8年2月5日》

鳴門市こども計画（素案）

【概要】

令和7年12月

鳴門市

第Ⅰ章 計画の策定にあたって(素案 P1-P2)

Ⅰ 計画策定の趣旨

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

本市においても、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行し、こどもにとって最善の利益と心安らぐ安定した生活、こどもの意見が尊重される鳴門市をめざしています。

こども基本法において、市町村は国のことども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務化されていること、また、令和7年3月に「徳島県こども計画」が策定されたことを受け、さらなる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、「鳴門市こども計画(以下「本計画」といいます。)」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」に基づく計画で、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」や「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包したことども・若者の支援に関する総合的な計画として策定するものです。

3 計画の対象

本計画の対象は、すべてのこども・若者、子育て家庭とします。

4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

5 策定体制

本計画は、鳴門市児童福祉審議会による審議、アンケート調査及びパブリックコメントの実施を経て、策定されます。

※本計画における「こども」の表記について

こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合（法令に根拠がある、固有名詞等）を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題 (素案 P3-P22)

1 鳴門市の統計データからみる現状

人口等の動向、世帯・就労の状況、就学前教育・保育施設、小中学校の状況など統計データからうかがえる本市の現状をまとめています。

2 アンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、次の4種類のアンケート調査の結果を基礎資料としています。

①子育てに関するアンケート調査(令和5年12月実施)

(調査対象者)就学前教育児童及び小学1~3年生の保護者

②子どもの生活に関するアンケート調査(令和4年2月実施)

(調査対象者)小学1生の保護者、小学5年・中学2年生の児童生徒と
その保護者、児童扶養手当受給世帯

③こども・若者の意識と生活に関する調査(令和7年9月実施)

(調査対象者)小学4~中学3年生の児童生徒、鳴門高校・鳴門渦潮高校の生徒、
18~29歳(住民基本台帳抽出)の方

④子育て支援に関する事業所調査(令和7年9月実施)

(調査対象者)鳴門市内の子育て支援に関する事業所に勤務する方

第3期子ども・
子育て支援事業
計画策定のため
実施

3 こども計画策定に向けた課題整理

国のことども大綱の基本方針や鳴門市うずっ子条例、アンケート調査結果から、本計画策定に向けた課題の整理を行っています。

第3章 計画の基本的な考え方 (素案 P23-P27)

第4章 施策の展開 (素案 P28-P36)

—————<基本理念>—————

自然とふれあい 笑顔がうずまく
子育てを始めるまち なると

本市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく子育てを始めるまち なると」を継承し、本市の豊かな自然の中で、こども一人ひとりを尊重し、その意見を大切にしながら、こどもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、すべてのこどもや若者、保護者、地域の人たちの笑顔がうずまく、誰もが「ここで育ちたい」「ここで子育てを始めたい」と思えるまち鳴門の実現をめざします。

基本目標1 こども・若者の権利保障の推進

こどもの権利保障に関する「鳴門市うずっ子条例」の普及啓発を通して、こども・若者が権利を持つ主体であることを社会全体で共有するとともに、意見表明権などのこども・若者が持つ権利を保障することができるよう取り組みを推進します。

施策項目① 鳴門市うずっ子条例の普及啓発に向けた取り組み

【主な取り組み】

- 年齢に応じた鳴門市うずっ子条例パンフレットの作成
- 鳴門市うずっ子条例啓発用下敷きの配布
- 出前講座やイベントでの周知啓発

施策項目② こども・若者の意見表明・反映に向けた取り組み

【主な取り組み】

- こどもの意見表明・社会参加の機会の提供
- 一日市長体験
- 鳴門市自治基本条例の周知啓発
- 子どものまちの推進
- 人権啓発・人権教育推進事業

基本目標2 こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援

すべてのこども・若者が、どのような状況でも自分らしく社会生活を送ることができるように、孤独・孤立の解消を図ることや、いじめ、不登校・ひきこもり、障がいのある方や医療的ケア児への個別対応など、一人ひとりの個性を尊重し、こども・若者の立場に寄り添った切れ目のない支援を推進します。

施策項目① こども・若者の居場所づくりに向けた取り組み

【主な取り組み】

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
- 子どもの居場所づくり事業の推進
- 「子育て支援拠点」の機能強化・整備
- 市内企業おしごと体験事業

施策項目② いじめ防止、不登校・ひきこもり支援に向けた取り組み

【主な取り組み】

- いじめの未然防止、早期対応への取り組み
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援事業
- 不登校児童生徒への支援
- フリースクール等授業料補助事業
- 鳴門市基幹相談支援センターによる相談支援

施策項目③ きめ細かな支援が必要なこども・若者をサポートするための取り組み

【主な取り組み】

- 障害児福祉手当の支給
- 特別支援教育・保育事業の推進
- 発達相談事業の充実
- 保育所等における医療的ケア児の受け入れ

基本目標3 困難な環境にあるこども・若者の支援

生まれ育った家庭事情などによって、こども・若者の健やかな成長が阻害されることがないよう、生活困窮世帯やひとり親家庭に向けた経済的支援や学習支援、相談体制を充実させていくとともに、児童虐待防止に向けた相談・連携体制の強化などを通して、貧困と格差の解消に向けた取り組みを推進します。

施策項目① こども・若者への虐待を防止するための取り組み

【主な取り組み】

- 子育て世帯訪問支援事業の実施
- 児童虐待防止に向けた周知啓発
- 社会的養護施策との連携
- 親子関係形成支援事業の実施

施策項目② 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

【主な取り組み】

- ひとり親家庭への相談体制の充実
- 児童扶養手当の支給
- よりそい学習支援事業の推進
- 鳴門市奨学金制度

基本目標4 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援

結婚、妊娠、出産の希望を実現し、その後の子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、教育・保育環境の充実を図るとともに、「鳴門市こども家庭センター」を中心に、すべての妊婦、こども、子育て家庭の相談・支援体制の強化に向けた取り組みを推進します。

施策項目① 出会いから結婚を支援するための取り組み

【主な取り組み】

- 婚活支援事業
- 結婚新生活への支援
- ライフプランニング支援

施策項目② 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援に向けた取り組み

【主な取り組み】

- 妊産婦相談・乳幼児相談の推進
- 乳幼児健康診査の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業(おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施
- 不妊治療費助成事業の実施
- 子育て支援に関する情報発信の強化

施策項目③ 教育・保育環境の充実に向けた取り組み

【主な取り組み】

- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上
- 就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携
- いきいき保育環境なると補助金事業
- 学力向上対策事業の推進
- 外国語教育推進事業

基本目標5 まちぐるみの子育て支援の充実

安心してこどもを産み育てられる環境や一人ひとりのこども・若者が健やかに成長できる環境をつくるために、行政、企業、学校や教育・保育施設、地域コミュニティなど社会全体で連携、協働して、家庭内において育児負担が女性に偏る状況を解消し、すべての人がキャリアアップと子育ての両立ができるよう、共働き・共育てに向けた取り組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、事故などからこども・若者、保護者を守るための防災教育や防犯対策、交通安全対策などの取り組みを推進します。

施策項目① 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

【主な取り組み】

- 鳴門教育大学とのこども・子育て支援充実のための連携強化
- 国際交流事業の推進
- 子どものまちフェスティバルの開催
- 鳴門まちなか絵本図書館事業

施策項目② 仕事と子育ての両立を支えるための取り組み

【主な取り組み】

- 男女共同参画事業の推進
- 事業主への啓発
- 男性の育児参加の支援
- ママのための学び舎事業“ママビヤ”

施策項目③ こども・若者、保護者の安全・安心を守るための取り組み

【主な取り組み】

- 危機管理体制の整備
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 交通安全教育の推進
- 平常時・非常時ともに快適に利用できる学校施設の整備
- 子ども図書室の整備・改修
- 放課後児童クラブ実施施設の環境改善整備

◆評価指標

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」の実現に向け、評価指標を設定しています。

評価指標	令和7年度 (計画策定時)	令和11年度 (目標値)
「自分のことが好き」と回答した割合	小学生 81.5% 中学生 73.3% 若者 66.6%	現在の水準を維持
「鳴門市うずっ子条例」の認知度	小学生 39.3% 中学生 41.2% 若者 22.4%	小学生 50.0% 中学生 50.0% 若者 40.0%
「鳴門市に意見を伝えたい」と思う割合	若者 44.2%	若者 50.0%
家や学校、職場以外にここに居たいと感じる居場所が「ある」と思う割合	若者 53.7%	若者 60.0%
鳴門市における子育ての環境や支援への満足度	41.2% (就学前児童保護者) 22.6% (小学生児童保護者) ※令和6年調査実績	45.0% (就学前児童保護者) 30.0% (小学生児童保護者)

- ☑ 「第4章 施策の展開」では、施策項目ごとに取り組み方針を記載し、各施策の中から「主な取り組み」を挙げており、具体的な施策については、「別冊」の「施策一覧」で整理しています。

第5章 子ども・子育て支援事業計画（素案 P37-P46）

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容、実施時期」を定めることとなっています。

本計画では、本市が令和7年3月に策定した「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を内包しています。

第6章 計画の推進に向けて（素案 P47-P48）

I 推進体制の充実

①市民や関係団体との連携

行政、保護者、地域住民、施設関係者、事業者などがそれぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、情報の共有化を図りながら、地域社会全体でこども・若者、子育て支援に関する様々な施策について、計画的かつ総合的に取り組みます。

また、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴き、その意見が可能な限り施策に反映されるよう努めます。

②庁内の推進体制

本計画は、教育・保育をはじめ、保健、医療、福祉、商工労働、生活環境などの幅広い分野にわたるため、関係各部局間の総合的な調整を行い、役割分担と連携の強化を図りながら、各施策、事業等の着実な推進を図ります。

③国や県との連携、広域的な調整

国や県と連携を図り、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。その中で、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。

2 計画の点検と評価

計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイト、SNSなどの活用を通し、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、「鳴門市児童福祉審議会」をはじめとする関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。